

テーマ	財務会計の機能（Ⅱ）・財務会計の制度（Ⅰ）						
学籍番号							

1. 次の文章の空欄にあてはまる語句または数字を答えなさい。

- ・ 証券投資を行う株主や債権者は、既存か潜在的かに関わらず、一括して（①）とよばれる。
- ・ （①）に対して、証券投資の意思決定に役立つ情報を提供して彼らを保護することにより、証券市場がその機能を円滑に遂行できるようにする役割を（②）機能とよんでいる。
- ・ 財務会計のうち、法律制度の一環として、法規制に準拠して行われる会計を（③）会計という。
- ・ 法律の枠組みを超えて、企業が投資者に対して行う財務広報活動は、（④）とよばれている。
- ・ 企業をめぐる個々の経済主体の相互間の利益を調整（利害調整）を目的として会計規定を置く法律は、（⑤）法である。（⑤）法における大会社とは、資本金（⑥）億円以上、または負債（⑦）億円以上を指す。
- ・ 大会社たる公開会社の統治制度には次の2つが存在します。株主総会で選任された監査役で構成される監査役会が、取締役および代表取締役の業務執行を監査する会社は、（⑧）設置会社とよばれ、取締役会内に社外取締役を過半とする3つの委員会を設置し、取締役は執行役を監督する機能に集中する会社を（⑨）設置会社とよびます。
- ・ （⑩）法第1条「この法律は、（中略）有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」
- ・ （⑪）法に基づいて行われる企業の財務情報の公表制度は（⑫）制度とよばれている。

①		②		③	
④		⑤		⑥	
⑦		⑧		⑨	
⑩		⑪		⑫	

2. 次の説明にあてはまる内容を語群より選び、記号で答えなさい。

- ① 会社法上の会計報告書の名称
- ② 流通市場で公表が義務付けられている3つの報告書のうち、毎決算期ごとに作成されるもの
- ③ 流通市場で公表が義務付けられている3つの報告書のうち、3か月ごとに作成されるもの
- ④ 流通市場で公表が義務付けられている3つの報告書のうち、臨時に発生した事象に関して作成されるもの
- ⑤ 委員会設置会社に設置される3つの委員会

【語群】	ア. 臨時報告書	イ. 特別報告書	ウ. 有価証券報告書	エ. 有価証券
	オ. 計算書類	カ. 四半期報告書	キ. 有価証券届出書	ク. 財務諸表
	ケ. 予算・報酬・指名	コ. 懲戒・報酬・監査	サ. 報酬・指名・監査	

①		②		③	
④		⑤		⑥	

授業の感想など	
---------	--